

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 203 号関係分

経済部

指摘事項	措置状況
<p>【観光課】</p> <p>□行政財産の使用許可について、部長専決であるべきところを課長専決としていた。 (青森市事務の専決等に関する規程第3条)</p>	<p>□課内における「青森市事務の専決等に関する規程」の理解不足が原因であり、指摘後速やかに専決者である部長を始め次長、理事から追認を受け、適正に処理しました。今後は規程等の理解を職員に徹底するとともに、複数人での確認を行うなど、チェック体制の強化に努めます。</p>